

資料

産R8.1.23

公の施設（保養施設）の使用料の見直しについて

1. 趣旨

市の公共施設については、高山市公共施設等総合管理計画の実施計画において、今後の施設のあり方の方針（以下「方針」という。）を示すとともに、高山市第二次行政経営方針において、受益者負担の適正化等を図り、限られた財源の中で、効率的・効果的な管理・運営を進めることとしている。

令和4年度には、上記の考え方に基づき、方針を「継続」とした施設のうち市民が主に利用する施設のみ使用料の見直しを検討し、適正な水準であることから見直しは行わないこととしたが、観光客など市外の方も多く利用する施設については、昨今の物価・賃金上昇等を踏まえ、収支改善を図るとともに、類似する民間施設とのバランスを考慮する必要があるため、今回、使用料の見直しを実施する。

2. 基本的な考え方

（1）対象施設

- これまでに使用料の見直しを行っていない施設で、使用料を徴収し、観光客など市外の方も多く利用する施設を対象とする。

（2）使用料の算定

- 各施設の収支や維持管理コスト、類似する他の民間施設の使用料、物価上昇の動向等を踏まえ算定する。

（3）市民使用料

- 市民使用料を新たに設定することとし、その金額については、現行の使用料を据え置くことを基本とする。
- 各施設の設置目的や利用状況等から、市民使用料を設定することが適当でない又は困難な場合は、市民使用料の設定は行わないこととする。

（4）使用料の改定時期

- 指定管理者との調整など、使用料の見直しに関する準備が整った施設から順次実施する。
- 令和8年度実施施設：位山交流広場、保養施設（ジョイフル朴の木、桜香の湯、塩沢温泉七峰館、しぶきの湯遊湯館）、新穂高駐車場

3. 保養施設の使用料の見直し

（1）現状と課題

- ・市の保養施設の使用料は、消費税率の引上げ等に伴う改定を除き、市町村合併以降、改定を行っていないため、民間の類似施設と比較して安価であり、民間の類似施設の集客への影響などが課題となっている。
- ・公共施設等総合管理計画においては、いずれの保養施設も「民間主体による効果的な管理・運営に向け、民間へ譲渡する」こととしており、そのためにも使用料の見直しを行い、経営の改善を図る必要がある。

(2) 対応方針

使用料の見直しは、次の点を踏まえて実施するものとする。

- ・市町村合併以降の市場価格の上昇率を踏まえたものとすること
- ・提供するサービス内容や市場価格と乖離した金額とならないこと
- ・保養施設が市民にとっての心身のリラクゼーションの場になっていることを踏まえ、市民の負担増にならないよう、市民使用料を設けること

(3) 見直しの内容

①考え方

i) 宿泊料

- ・高山市の観光動態アンケートによる令和6年の平均宿泊単価は、平成17年の市町村合併時と比べて1.44倍に上昇している。
- ・現状の保養施設の宿泊料金の上限額（ジョイフル木の木：16,760円、七峰館：15,710円）は、当該平均宿泊単価と大きな差は見られないが、宿泊料金の設定にあたっては、夏休みやGWなどの連休時や紅葉、スキーなどの季節、地域におけるイベントなど需要に応じた変動を考慮する必要があることから、平均単価よりも高い金額を設定する必要がある。

※高山市 観光動態アンケートの宿泊費の市内平均単価

平成17年宿泊費	10,483円/泊・人
令和6年宿泊費	15,081円/泊・人
宿泊費の上昇率	1.44倍（令和6年/平成17年）

ii) 入浴料

- ・総務省の小売物価統計調査による令和6年の入浴料の平均価格（物価統制令適用外の公衆浴場）は、平成17年の市町村合併時と比べて1.21倍に上昇している。
- ・現状の保養施設の入浴料の上限額（桜香の湯：730円、ジョイフル木の木・しぶきの湯：620円、七峰館：520円）は、当該平均価格を下回っている状態であり、入浴料の設定にあたっては、近隣類似施設の金額も参考とする。

※総務省 小売物価統計調査の入浴料の平均価格

平成17年入浴料	1,270円/人
令和6年入浴料	1,535円/人
入浴料の上昇率	1.21倍（令和6年/平成17年）

②見直し後の使用料

i) 宿泊料上限額（入湯税を含み、宿泊税を除く）

【算定方法】

- ・それぞれの現状の上限額に、1. 4 4 を乗じた額とする。
- ・市民は、現行の金額を据え置くものとする。

(単位：円)

宿泊料 (1人1泊2食)	区分	現行	見直し後
ジョイフル朴の木	大人	16,760	24,200 (16,760)
	小人	13,400	19,300 (13,400)
塩沢温泉七峰館	大人	15,710	22,700 (15,710)
	小人	11,000	15,900 (11,000)

※（ ）内：市民宿泊料

ii) 入浴料上限額（入湯税を含む）

【算定方法】

- ・それぞれの現状の上限額に、1. 2 1 を乗じた額とする。
- ・市民は、現行の金額を据え置くものとする。

(単位：円)

入浴料 (1人1回)	区分	現行	見直し後
ジョイフル朴の木	大人	620	800 (620)
	小人	310	400 (310)
桜香の湯	大人	730	900 (730)
	小人	310	400 (310)
塩沢温泉七峰館	大人	520	700 (520)
	小人	310	400 (310)
しぶきの湯遊湯館	大人	620	800 (620)
	小人	410	500 (410)

※（ ）内：市民入浴料

(近隣類似施設の入浴料は、大人が 700 円～1,150 円、小人が 400 円～600 円で、概ね同程度の額)

4. スケジュール

- | | |
|--------|----------|
| 令和8年3月 | 例規整備 |
| 4月 | 使用料改定の周知 |
| 6月 | 使用料改定 |